

稼働率レポートサービス利用規約

この規約（以下、「本規約」という）は、株式会社ブイキューブ（以下、「当社」という）が提供する稼働率レポートサービス（第1条(8)に定義し、以下、「本サービス」という）の利用に関する条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下、「利用者」という）は本規約に同意するものとします。

第1条 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「IoT」とは、機器をネットワークにつないでデータを取得する仕組みをいいます。
- (2) 「人感センサー」とは、赤外線により人の動きを感知する機器をいいます。
- (3) 「ゲートウェイ機器」とは、人感センサーが取得したデータをサーバーに中継する機器をいいます。
- (4) 「IoTセンサー」とは、当社が貸与する人感センサーおよびゲートウェイ機器の総称をいいます。
- (5) 「センサーデータ」とは、IoTセンサーから取得した稼働状況などのデータをいいます。
- (6) 「クラウドサーバー」とは、センサーデータを管理するクラウド上のサーバーをいいます。
- (7) 「レポート」とは、センサーデータを基に当社が作成した稼働率のレポートをいいます。
- (8) 「稼働率レポートサービス」とは、IoTセンサーの貸与、クラウドサーバー上でのデータ管理、稼働率レポートの提供を総称したサービスをいいます。
- (9) 「利用契約」とは、本サービスについて、当社と利用者との間で締結される契約をいいます。
- (10) 「利用料」とは、本サービス利用の対価として利用者が当社に支払う料金をいいます。
- (11) 「権利許諾者」とは、本サービスに係る権利を当社に許諾している者をいいます。
- (12) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいいます。
- (13) 「秘密情報」とは、本サービスに関連し知り得た技術上および営業上、またはその他業務上一切の情報および個人情報のうち、第15条第2項に該当する情報を除くものをいいます。
- (14) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいいます。

第2条 規約

1. 本規約は、当社と利用者間の本サービスの利用契約に関わる一切に適用されます。利用者は、本規約に同意し、その内容を遵守するものとします。
2. 当社が提供する本サービスの資料、IoTセンサーの説明書および注意書きも本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と利用契約の取り決めが異なる場合には、利用契約の内容を優先するものとします。
4. 本規約は民法548条の2が定める定型約款に該当します。当社は本サービスの提供に合理的に必要な範囲において本規約を変更する場合があります。当社は本サービスの提供に合理的に必要な範囲において本規約を変更する場合があります。当社ウェブサイト(<https://jp.vcube.com/terms>)に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知するものとします。

第3条 本サービス

本サービスは、個室ブース等に設置した IoT センサーから取得したデータをクラウドサーバー上で管理し、稼働率のレポートを毎月1回メール送付するものであり、当社が提供する内容は以下のとおりです。

- (1) IoT センサーの貸与
- (2) クラウドサーバー上でのデータ管理
- (3) 稼働率レポートの提供

第4条 申込

1. 本サービスの利用契約は、利用者が所定の発注書を当社に提出し、当社が当該申込を承諾したときに、成立するものとします。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 本サービスの提供が技術上困難であると判断したとき
 - (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
 - (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (5) 信用状況に問題があると当社が判断したとき
 - (6) その他当社が不適格と判断したとき
3. 本サービスを一定期間分購入される場合、原則として途中解約およびご返金はできません。
4. 利用者は、申込時に当社との連絡窓口となる担当者を定め、担当者や連絡先に変更がある場合には、当社に対して遅滞なくその旨の通知を行うものとします。

第5条 IoT センサー

1. 当社は、IoT センサーを利用者が指定する住所に郵送にて納入するものとします。
2. IoT センサーの設置は利用者自身で行うものとし、当社による設置を希望する場合は、別途設置費が発生いたします。
3. IoT センサーは電子機器のため高温多湿、塵埃、水のかかる場所は避けて設置してください。また、人感センサーとゲートウェイ機器は、20m以上離すと Bluetooth 通信ができなくなるおそれがあります。
4. 利用者は、IoT センサーを利用契約の目的外の場所に設置してはならないものとします。
5. 人感センサーは1年を目安にリチウムコイン電池の交換が必要です。電池残量が少なくなった時には、当社からメールで通知し、電池交換の手配をいたします。
6. 交換用の電池が届いた際は利用者にて電池交換を行うものとし、使い終わった電池は、設置場所の自治体ルールに従い処分してください。

第6条 保守管理

1. 利用者は、IoT センサーが利用可能な状態が維持されるよう自己の責任で管理するものとし、IoT センサーに損傷、不具合、紛失等が発生した場合は直ちに当社に申し出るものとします。
2. IoT センサーからのデータが一定期間取得できない場合、当社から利用者へ連絡を行う場合があります。連絡を受けた利用者は IoT センサーの状態確認に協力するものとします。
3. IoT センサーの交換が必要な場合、利用者は当社の指示に従い、郵送での機器交換を行うものとします。

4. 前項のIoTセンサーの交換費用は当社が負担するものとします。ただし、通常使用による損耗の範囲を超えた著しい損傷や汚損がある場合など、利用者の責に帰すべき不具合の場合には、利用者が当該交換費用を負担するものとします。
5. IoTセンサーを紛失（盗難を含む）または通常使用の範囲を超えた損傷を生じさせた場合、利用者は、当社が別途定める賠償金額を当社が指定する方法により当社に支払うものとします。

第7条 免責と補償

本サービスはベストエフォート型のサービスとなります。当社は、本サービスに関して、完全性、正確性、確実性、有用性、特定目的への適合性、サービスレベル等いかなる保証もいたしません。利用者は下記の事項についてあらかじめ了承するものとします。

- (1) IoTセンサーの状態または利用環境によっては、正確なデータが取得できないことがあります。
 - (2) 人感センサーは、赤外線の変化を検出する仕様のため、熱源の温度変化および移動がない場合など、特定の条件下では人体の検出ができない場合があります。
 - (3) ゲートウェイ機器とクラウドサーバー間の通信には、株式会社 NTT ドコモの回線を使用しているため、電波状況が悪い場合や障害時にはデータの取得ができないことがあります。
2. データの欠損や誤りについて、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、1か月の内24時間以上連続してデータが欠損していた場合には、当該月の利用料を無料といたします。
 3. 本サービスの使用もしくは使用不能により、利用者または第三者に生じた損害について、本規約で明示的に定めがある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 提供停止

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本サービスにかかるシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) 天変地異、火災、停電、その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) 通信回線等が障害により停止した場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

第9条 禁止事項

利用者は、本サービスに関連して以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) IoTセンサーを本サービスの利用目的以外の目的で利用する行為
- (2) IoTセンサーを破壊、改造、解析する行為
- (3) IoTセンサーを第三者に譲渡、転売、または転貸する行為
- (4) IoTセンサーを日本国外で利用する行為
- (5) クラウドサーバーへの不正な干渉または過度な負担を与える行為
- (6) 本規約または利用契約に違反する行為
- (7) 本サービス運営に支障を与える行為
- (8) 当社もしくは第三者の知的財産権を侵害する行為

- (9) 当社の信用を毀損または当社の財産権を侵害する行為
- (10) 犯罪行為およびこれに関連する行為
- (11) 法令もしくは公序良俗に違反する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第10条 料金

1. 利用者は、当社が指定する方法に則り、発注書等に記載の利用料を支払うものとします。
2. 利用料または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、利用者は、未払金額について支払期日の翌日から完済の日まで、年利 14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社が受領した利用料は、本規約に明示的に定める場合を除いて返金いたしません。

第11条 解約

1. 本サービスを解約する場合は、契約期間満了日の 60 日前までに当社に書面で通知するものとします。
2. 前項の期間内に書面での解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日付をもって、同条件にて自動的に契約更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 本サービスを解約した場合、利用者は速やかに IoT センサーを撤去し、契約期間の終了後 30 日以内に当社に郵送で返却するものとします。なお、返却時の郵送は追跡番号が確認できる方法で行うものとし、送料は利用者の負担とします。
4. 前項において期間内に IoT センサーの返却がなされない場合、利用者は、当社が別途定める賠償金額を当社が指定する方法により当社に支払うものとします。

第12条 再委託

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 再委託を行う場合、当社は、再委託先が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託に係る一切の行為について責任を負うものとします。

第13条 権利帰属

1. IoT センサーの所有権は、当社または権利許諾者に帰属します。
2. 本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または権利許諾者に帰属するものとし、本サービスの利用契約は、当社または権利許諾者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
3. 利用者は、当社または権利許諾者の知的財産権を侵害する恐れのある行為、および IoT センサーの分解・改造・解析をしてはならないものとします。

第14条 個人情報の取扱い

当社は当社が定める「個人情報保護方針」(<https://jp.vcube.com/privacy>) および「情報セキュリティ基本方針の規定」(<https://jp.vcube.com/isms/security>) に則り、利用者の情報を適切に取扱うものとします。

第15条 秘密保持

1. 当社および利用者は、利用契約の遂行に関連し知り得た相手方の秘密情報を厳密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取扱わないものとします。
 - (1) 開示時にすでに公知であった情報
 - (2) 開示時にすでに保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (4) 開示を受けた後、秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
3. 当社および利用者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、利用契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとします。
4. 第1項にかかわらず、当社は本サービスの再委託先または提携先に対して、業務提供に必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示できるものとします。その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第16条 契約解除

1. 当社または利用者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく利用契約を解除できるものとし、解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとします。
 - (1) 本規約または利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても、違反状態が解消されない場合
 - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
 - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
 - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
 - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合
 - (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
 - (8) 前各号の他、契約を継続し難い著しい信用不安が認められる場合
2. 前項により契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した相手方に対して損害の賠償を請求できるものとします。
3. 契約を解除した場合、利用者は第11条第3項の定めに従いIoTセンサーを当社に返却するものとします。

第17条 権利義務の譲渡禁止

当社および利用者は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約および利用契約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第18条 損害賠償

当社は、当社の故意または過失により利用者に損害を与えた場合、利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない）について賠償責任を負うものとします。ただし、当該賠償金額の総額は、請求の原因となる事象の発生より過去12か月において利用者が当社に支払った本サービス

スの利用料を上限とします。

第19条 反社会的勢力の排除

1. 当社および利用者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、反社会的勢力に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社または利用者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、利用契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ、履行を停止または解除できるものとします。
3. 前項の規定により利用契約を解除した場合、解除当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約当事者に対して損害の賠償を請求できるものとします。

第20条 紛争解決

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
2. 本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2023年11月1日 制定